

くらしネットワーク

人のうごき 5月16日～6月15日に確認できた方
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	町内会
生まれた子	孝紀	有紀	第26
菊池 健太郎	豊彦	朱美	東町3丁目
秋山 眞太	直樹	幸子	17区
林田 歌汰			

おくやみ	歳	届出人	町内会
亡き人	76歳	佐々木 康恵	31区
佐々木 幸夫	65歳	田中 昇	16東
田中 みのり	87歳	竹部 隆	東町1丁目
竹部 純	88歳	千田 昭子	27区
千田 信太郎	91歳	川島 眞理子	17区
後藤 敏枝	78歳	板谷 親孝	北町3丁目
板谷 照子	89歳	吉本 めぐみ	西町2丁目
御代 眞和	87歳	中田 ミヨ子	12区
中田 登四吉	75歳	日浅 典子	東町2丁目
日浅 圭一	91歳	宮坂 幸男	第28
宮坂 信一	82歳	向 舜清	東町3丁目
向 さちこ			

人口・世帯数	5月末日現在
人口	8,258人 (前月比-13人)
男	3,825人 (前月比-1人)
女	4,433人 (前月比-11人)
世帯数	3,826戸 (前月比-4戸)
出生	1人
死亡	10人
転入	31人
転出	35人
その他	0人

夜間納税と相談の日
7月10日(月)
第2月曜日(祝日は翌日に振り替え)
後5時15分～後8時

無料法律相談
7月20日(木)
後1時～後5時

森山大樹法律事務所(東町会館2階、完全予約)
予約は11日(火)まで(役場企画総務課総務室)

税務課から

課税の内容は課税室☎内線123、124、納付のご相談は収納室☎内線121、122

町税の納税通知書を送りました

平成29年度の町税(町・道民税、固定資産税、軽自動車税)の納税通知書は7月3日に送付しました。

納付期限	
第1期	7月31日(月) 町・道民税、固定資産税、軽自動車税
第2期	10月2日(月) 町・道民税、固定資産税
第3期	11月30日(木) //
第4期	来年1月31日(木) //

納税通知書の内容を確認し納期限内の納付をお願いします。

▼町・道民税

1月1日現在で居住している市町村に納める税金です。前年の所得をもとに税額を算出しています。東川町は65歳以上の公的年金受給者で住民税の納付義務がある方に対する公的年金からの特別徴収(天引き)は実施していません。

▼固定資産税

1月1日現在で土地、家屋、償却資産を所有している方が所在市町村に納める税金です。固定資産の価格(評価額)をもとに税額を算定しています。

▼軽自動車税

4月1日現在で軽自動車(原動機付き自転車、2輪、小型特殊等を含む)を所有している方が納める税金です。昨年度から軽自動車税が変更にな

なっています。(別表1、同2)グリーン化を進めるため、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車は重課税率の適用となります。障がい者のために使用する車両で一定の要件を満たすものは減免措置があります(生計を同一にする方が所有する車両も適用対象)。減免を受ける場合は7月24日(月)までに申請が必要です。

▼指定できる金融機関

税の納付には口座振替を利用できます。納期限の日に自動的に口座から引き落としされるため、納付の手間が省け、納め忘れも防止できます。

▼手続き

納付書、通帳、お届け印を持参のうえ、納期限の20日前までに税務課窓口または金融機関で口座振替を申請してください。

談をしてください。納税猶予、分割納付、事情によっては減免になる場合もあります。

▼夜間納税と相談

役場開庁時間内に納税できない方のために夜間納税と相談日をもっています(第2月曜日午後8時まで、祝日の場合は翌開庁日)。

▼延滞金が発生します

納期限後に税(料)金を納付すると納期限の翌日から納付した日までの日数に応じて延滞金が発生します。納期限内に納付しましょう。

定住促進課から

各種届け出は住民室☎内線111、住まいに関することは住まい室☎内線115

空き家、空き地を有効利用しましょう

町内に空き家、土地の未利用不動産を所有している方は、不動産の賃貸借、売買活用をご検討ください。

東川は近年、都市部などに居住する方から新たな移住地として住みたい、と候補先の紹介を希望される問い合わせが増えていきます。一軒家への居住を希望する問い合わせが多く、ご紹介できる候補地が大変少ないため希望に沿えない回答をするケースが多くなっています。

ます。町内に遊休不動産を所有している方で、その活用をご検討の方は、住まい室にご相談ください。

国民年金制度の保険料免除、納付猶予をご存知ですか

国民年金の第1号被保険者は、65歳から老齢基礎年金、障害基礎年金など各種基礎年金を受けるために、毎月年金保険料を納める必要があります。しかし経済的理由で毎月の保険料を納めることが難しい場合は、保険料免除、納付猶予制度を利用して年金を受給する権利をなくさないようにしましょう。

国民年金は、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が原則25年間(300月)以上保険料を支払うことで、65歳から老齢基礎年金を受け取ることが出来る公的年金保険制度です。

保険料は、保険料納付済期間と保険料免除、納付猶予になった期間を合わせた期間を受給資格期間(合算対象期間)として計算し、25年以上必要です(今年8月から資格期間が10年に短縮可能になります)。

将来、年金を受けられるようにするために、保険料を納めることが難しい場合は、保険料免除、納付猶予を申し出て受給資格期間を

欠くことのないようにしましょう。ただし、保険料免除、納付猶予の期間相当の年金算定額は、実際に納付した金額が少なくなるため、2分1になります(平成21年3月までの期間は3分の1)。

▼未納のままにしておくこと

障害や死亡という不慮の事態が発生しても障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられない場合があります。

①障害の場合は初診日、死亡の場合は死亡日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間が3分の2未満の場合②初診日または死亡日の月の前々月までの1年間に保険料の未納がある場合は給付されません。将来、老齢基礎年金も受けられない場合があります。

お問い合わせは旭川年金事務所

☎27-11611
▼保険料免除制度
本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定の基準以下または失業した場合など、本人の申請によって承認されると、保険料の納付を免除することが出来ます。免除額は、全額、4分の3、半額、4分の1の額に分かれています。

▼保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方であって本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請によって承認さ

れると、保険料の納付を猶予することが出来ます。

たばこや空き缶、ごみのポイ捨てをやめよう

道路沿いや家の周辺、空き地でたばこの吸い殻、空き缶、ごみのポイ捨てがなくなりません。ごみのない美しい環境を守るため、日ごろからごみのポイ捨てをしないよう心掛けましょう。

ごみのポイ捨て行為を見かけたらお互いに注意を促しましょう。悪質なケースは、住民室またはお近くの警察にお知らせください。

企画総務課から

お問い合わせは総務室☎内線223、写真文化首都創生室☎内線226

30年度上川管内町村等職員採用試験

平成30年度町一般職職員の採用試験を行います。応募ご希望の方は内容を確認のうえ、企画総務課にお申し込みください。

職種 ①一般職②土木職(2級土木施工管理技士の受験に必要な学歴要件として指定されている科目を履修した方または履修中の方)
人員 いずれも若干名
試験区分 ①高校卒業(専門学

校または短期大学) ②大学卒業(見込み含む)

受験資格 ①1995(平成7)年4月2日から2000(同12)年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度の学力を有する方、2014(同26)年から2017(同29)年までに専門学校及び短期大学を卒業または2018(同30)年3月に卒業見込みの方②2014(同26)年から2017(同29)年までに大学を卒業または2018(同30)年3月末日に卒業見込みの方

受付期間 7月3日(月)から8月4日(金)まで。郵送の場合は8月4日(金)までの消印有効
試験日 9月17日(日)
試験会場 旭川東栄高等学校(旭川市東旭川共栄15番地2)
その他 申し込み用紙は上川町社会事務局、上川管内町村役場、各町村消防署、同支署で配布
申し込み・お問い合わせ 企画総務課総務室

消防職員を募集

大雪消防組合東消防署は、上川町村会が実施する平成30年度町職員採用資格試験(第1次)に併せて実施する管内町村等共同試験で消防職員を募集します。応募ご希